

分野別施策の展開

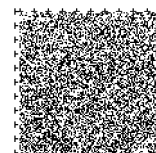
基本方針1 共に支える地域づくりの推進

障害者基本法及び「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」の目的や基本理念に基づき、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、個人として互いに尊重し合い、様々な人と関わりながら共に暮らせる地域づくりを推進します。

そのため、幼児期からの福祉教育等普及・啓発活動（心のバリアフリー）を進めるとともに、地域福祉活動及びボランティア活動を促進していきます。

また、市及び新座市社会福祉協議会が策定する「新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」による地域福祉活動との連携強化を図ります。

【基本施策】



1-1 ノーマライゼーションの普及・啓発

①普及・啓発活動の充実

広報にいざや市ホームページ等を活用しノーマライゼーションの普及・啓発を行うとともに、共に暮らすための新座市障がい者基本条例に係る啓発用パンフレットを活用した出前講座を実施するなど、普及・啓発に努めます。

〔障がい者福祉課〕

③地域における様々な団体等を通じた障がい者理解の向上

地域における様々な団体等と連携し、障がい者理解の普及に努めるとともに、地域で暮らす障がいのある市民との交流機会の充実を図ります。

〔地域活動推進課、障がい者福祉課〕

②心のバリアフリーの推進

重点施策

幼児期から体験学習や障がい者との交流等が継続的に行われ、障がい、共生等に関する理解を深めることで、障がいに対する誤解、偏見等をなくす心のバリアフリーが推進できるよう、幼稚園、保育所及び学校への支援の充実を図ります。

教職員等関係者に対する障がい者への理解や意識の向上に努めます。

また、早期発見・早期治療につながる精神保健教育や手話についての学習等多様な教育内容の展開に努めます。

〔障がい者福祉課、教育相談センター、
社会福祉協議会〕

1-2 地域福祉活動との連携

①身近な地域における支え合いの促進

「新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」による地域福祉活動との連携を強化し、身近な地域における支え合いを促進します。

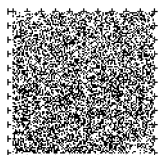
また、各地区の地域福祉推進協議会においては、障がい者の参画による地域福祉の推進に努めます。

〔福祉政策課、障がい者福祉課、
社会福祉協議会〕

②民生委員・児童委員との連携の強化

地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の障がい者福祉への理解を深めるとともに、連携を強化し、活動の促進を図ります。

〔福祉政策課、障がい者福祉課〕



1-3 ボランティア活動の促進

①ボランティア等の育成・確保

社会福祉協議会や公民館、福祉の里等におけるボランティア養成講座を充実し、障がい者支援に関わるボランティアとして、手話通訳、要約筆記、点訳等専門的な技術を必要とするボランティアの育成・確保に努めます。

また、手話通訳者派遣センターにおいては、手話通訳者の育成を進めます。

〔障がい者福祉課、福祉の里、社会福祉協議会〕

②日常的な関わりにおけるボランティア活動の促進

社会福祉協議会等と連携し、日常的な関わりの中で、障がい者自身も含め多くの市民がボランティア活動に参加しやすくなるよう努めます。

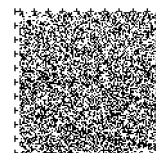
〔地域活動推進課、障がい者福祉課、
社会福祉協議会〕

③生涯学習や学校教育を通じたボランティア活動の促進

生涯学習活動の一環としてのボランティア活動の機会を提供し、成人期のボランティア活動を促進します。

また、児童・生徒がより自主性をもって積極的にボランティア活動に参加できるよう、学校教育を通じてボランティア活動への参加を促進します。

〔生涯学習スポーツ課、教育支援課、
社会福祉協議会〕

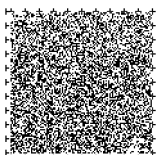
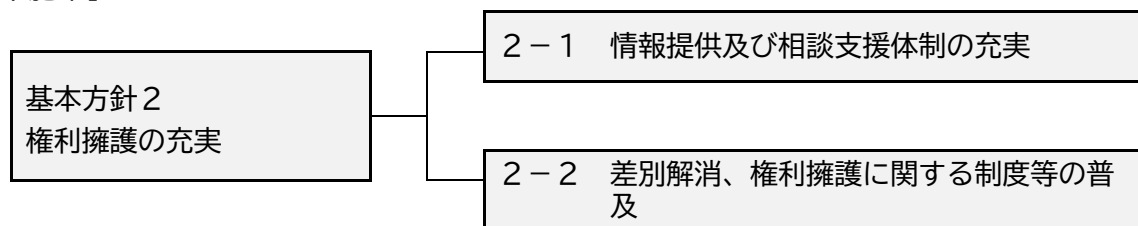


基本方針2 権利擁護の充実

地域で暮らす障がい者が安心して生活できるよう、一人一人の状態に合わせた情報提供体制の整備を進めるとともに、障がいの特性に応じたきめ細かな相談に応じられるよう基幹相談支援センターを始めとする相談支援体制の充実、強化に努めます。

また、障がい者差別の禁止に関する普及・啓発、障がい者虐待防止の推進、成年後見制度の利用促進を行うなど、全ての障がい者の権利・利益の保護に努めます。

【基本施策】



2-1 情報提供及び相談支援体制の充実

①情報提供体制の充実

広報にいざや市ホームページ等を活用し福祉関連情報の充実を図るとともに、高度化する情報通信技術を活用するなど、効果的な情報提供に努めます。

また、社会福祉協議会や関係団体との連携により情報提供方法の多様化を図ります。

〔シティプロモーション課、障がい者福祉課、社会福祉協議会〕

②相談支援体制の充実

地域で暮らす障がい者の様々な相談に対し、障がいの特性に応じてきめ細かに対応するため、身近な地域の相談窓口である身体障がい者相談員・知的障がい者相談員や相談支援事業所の充実を図るとともに、市の窓口における相談支援に努めます。

また、障がい者が相談者と同じ立場で相談活動を行うピアカウンセリングを促進します。

〔障がい者福祉課〕

③基幹相談支援センターの充実

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターの充実を図ります。

〔障がい者福祉課〕

④地域自立支援協議会の充実

相談支援事業を効果的に実施するため、障がい福祉サービス事業者、教育、医療等の関連する分野の関係者及び当事者から成る地域自立支援協議会の充実を図ります。

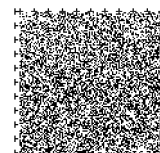
〔障がい者福祉課〕

⑤地域生活支援拠点等の充実

重点施策

障がい者やその家族等が地域で安心して暮らすための実効性のある仕組みとして、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援拠点等の充実を図ります。

〔障がい者福祉課〕



2-2 差別解消、権利擁護に関する制度等の普及

①障がい者差別禁止に関する普及・啓発

障がいを理由に差別されたり、権利・利益が侵害されたりすることがないように、市民、事業者及び市職員に対し、障がい者の権利の尊重と、障がいに対する理解の向上を図り、差別の解消や合理的配慮の提供に関する取組を推進するなど、普及・啓発に努めます。

また、相談窓口の周知を図り、障がい者施策委員会と連携しながら、適切な対応や支援に努めます。

〔障がい者福祉課〕

②障がい者虐待防止の推進

障がい者の虐待に関する相談窓口として、適切な対応や周知に努めるとともに、より迅速な判断や解決等が可能な体制を整備するとともに、基幹相談支援センターなど関係機関と連携し、障がい者の虐待の防止を推進します。

〔障がい者福祉課〕

③成年後見制度の利用促進

重点施策

後見人の報酬の補助等を行う成年後見制度利用支援事業の充実を図るとともに、成年後見制度の周知に努め、利用を促進します。

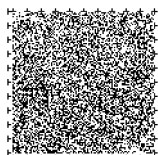
また、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。

〔障がい者福祉課、長寿はつらつ課、
成年後見制度推進室〕

④日常生活自立支援事業（あんしんサポート ねっと）の利用促進

障がい福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業について、実施主体である社会福祉協議会と連携して周知を図り、利用を促進します。

〔障がい者福祉課、社会福祉協議会〕



基本方針3 共に育ち、学ぶ保育・教育の充実

子どもの障がいについて、一人一人の障がい特性や個性を考慮するとともに、本人や保護者の希望を尊重した上で早期発見・早期支援を行い、一貫した方針で支援できる体制づくりを推進します。

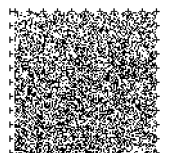
また、子育て家庭の孤立化を防ぎ、日常的な子育ての悩み等も相談できるよう、身近な地域において当事者同士や経験者が支え合う体制づくりを推進します。

障がいのある子どもも、障がいのない子どもと地域で共に適切な教育が受けられるよう教育環境の整備を図るとともに、共に育ち、学ぶ保育・教育の理念の推進を図ります。

医療的ケア児やその保護者への支援の充実を図ります。

さらに、地域における障がい児支援の中核的な機関として、児童発達支援センターの充実を図ります。

【基本施策】



3-1 療育と保護者への支援の充実

①早期発見と早期療育体制の確保

乳幼児の健診の充実を図り、疾病や障がいの早期発見を図るとともに、健診時に気軽に相談できる体制の確保に努めます。

また、全ての乳幼児が健康診査を受けられるよう受診を積極的に周知し、勧めます。

さらに、心身の発達に心配がある子どもに関する様々な相談を受けます。

〔障がい者福祉課、児童発達支援センター、保健センター〕

②関係機関との連携による療育支援の充実

医療機関、福祉事務所、保健センター、児童相談所等が連携を図り、適切な指導・支援を推進します。

〔障がい者福祉課、こども支援課、児童発達支援センター、保健センター〕

③保護者に対する支援の充実

子どもの健全な発育や発達を支えるとともに、保護者の育児不安の軽減を図るため、健康診査の事後指導のグループ活動を支援します。

また、児童発達支援センターにおいて療育相談や親子教室を実施します。

さらに、保護者の精神的・身体的負担の軽減を図るため、重症心身障がい児（者）短期入所事業や日中一時支援事業等の周知に努め、利用を促進します。

〔障がい者福祉課、児童発達支援センター、保健センター〕

④医療的ケア児とその保護者への支援の推進

重点施策

医療的な支援が必要な児童に対して適切な支援を行うため、医療的ケア児のニーズの把握に努めます。

また、医療的ケア児等コーディネーターの効果的な配置及び関係機関が連携を図るための協議の場の充実に努めます。

さらに、医療的ケアを必要とする在宅の超重症心身障がい児等を介護する家族の精神的・身体的負担の軽減を図るため、超重症心身障がい児等を受け入れる短期入所事業所等に対し、支援を行います。

〔障がい者福祉課、保育課、児童発達支援センター、保健センター、教育相談センター〕

⑤児童発達支援センターの充実

就学前の児童に療育を提供する通所事業を始め、地域における障がい児支援の中核的な機関として、児童発達支援センターの充実を図ります。

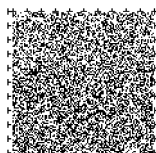
〔児童発達支援センター〕

⑥障がい児通所支援の充実

障がい児通所支援について、サービス内容の充実が図れるよう、環境整備に努めます。

また、市内に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

〔障がい者福祉課〕



3-2 保育・教育環境の整備

①相談支援体制の強化

多様な保育・教育相談のニーズに対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、県等関係機関と連携し、個々の相談に的確に対応できるよう努めます。

また、教育機関のみならず福祉、医療等の様々な関係機関が連携・協力し、個別のニーズに対応できるよう支援に努めます。

[障がい者福祉課、保育課、
児童発達支援センター、教育相談センター]

②保育・教育・福祉・保健の連携の強化

保育・教育・福祉・保健分野の連携を強化し、共に学ぶ環境が整備されるよう相談・支援の在り方について研究するとともに、交流機会の確保、支援の強化、保育所等における障がい児の受入れ体制の整備に努めます。

[障がい者福祉課、保育課、児童発達支援センター、
保健センター、教育相談センター]

③特別支援教育支援員、介助員及びボランティアによる支援の充実

通常の学級及び特別支援学級に在籍している障がい児を支援するため、また、共に育ち、学ぶことを支援するため、市立小・中学校に配置している特別支援教育支援員及び介助員の資質の向上を図り、適切な支援が行われるよう努めるとともに、市内の大学等と連携し、学生ボランティアによる支援活動の促進を図ります。

[教育相談センター]

④保育士及び教職員に対する理解の促進

インクルーシブ教育等に対する保育士及び教職員の理解を深め、指導力の向上を図るため、研修等の機会を増やします。

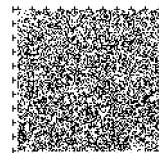
障がい児保育をめぐる諸問題や今後の課題を研究・協議し、障がい児保育を推進する「障がい児保育研究会」の活動内容の充実を図り、幼児保育（教育）現場にいかすことができるよう努めます。

[保育課、教育相談センター]

⑤学校施設・設備のバリアフリー化の推進

障がい児の学校生活を支援するため、手すりやスロープ、バリアフリースイレ及びエレベーターを設置するなど、学校施設・設備の整備を推進します。

[教育総務課]



基本方針4 安全・安心な福祉のまちづくりの推進

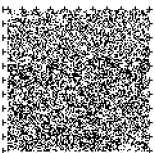
災害等の緊急時に、障がい者へ必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう連絡体制を整備し、障がい者に対する防災対策の強化を図るため、避難行動要支援者支援制度を充実します。

普段の暮らしにおいても防災対策や防犯対策の充実を図ることにより、障がい者の安全を確保します。

また、家族環境の多様化への対応を図るとともに、施設等から地域生活へ移行する障がい者を支援するため、共同生活援助（グループホーム）の利用、既存住宅の改善に対する補助等の支援を行います。

さらに、障がい者が生活しやすい安全なまちづくりを進めるため、道路・建物等におけるバリアフリー化やバリアフリー情報の提供を推進します。

【基本施策】



4-1 防災・防犯対策の充実

①障がい者の防災講座の実施

障がい者、障がい者団体、通所施設利用者等を対象とする防災講座を実施し、障がい者自身の地域の防災活動への参加を促進します。

〔障がい者福祉課、危機管理室〕

②避難行動要支援者支援制度の充実 **重点施策**

災害発生時に、支援が必要な障がい者の安全と健康を確保するため、避難行動要支援者支援制度を推進するとともに、対象者一人一人の避難方法を定める個別避難計画の策定を進めます。

〔障がい者福祉課、危機管理室〕

③防災対策の充実

災害の発生に備えるため、防災マップ・ハンドブックの充実を図り、障がい者本人・家族・地域の支援者の対応について周知を図ります。

また、簡単な操作により支援の要請ができる機器を貸与する緊急連絡システム事業を始めとする各種サービスの提供により、災害時における情報伝達の充実に努めます。

さらに、避難所における災害用備蓄物資の整備等を進め、障がいに応じた支援体制の整備に努めます。

〔障がい者福祉課、危機管理室〕

④防犯対策の充実

障がい者が安全に安心して地域生活を営むことができるようにするため、詐欺や窃盗等の犯罪に巻き込まれないよう、必要な支援に努めます。

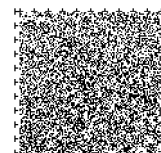
〔障がい者福祉課、危機管理室〕

⑤福祉避難所の整備 **重点施策**

福祉避難所を整備し、災害発生時に支援が必要な障がい者を速やかに受け入れ、障がいの特性に応じた福祉的なサービスが提供できるよう、医療機器の配置、福祉用具の備蓄等を含めた体制づくりを行います。

また、福祉避難スペースの確保等により、一般避難所においても障がい者への配慮を行います。

〔障がい者福祉課、危機管理室〕



4-2 多様な住環境の整備

①住宅の整備・改善に対する支援

在宅の重度障がい者等の日常生活上の支障を解消するため、居室等の改造を助成する重度障がい者居宅改善費助成事業や日常生活用具給付事業の周知を図り、対象者が漏れなく助成等を受けられるよう利用促進に努めます。

〔障がい者福祉課〕

②住宅入居等に関する支援

施設入所者等に対して円滑に地域生活に移行できるよう支援する地域移行支援と一人暮らし等をしている障がい者に対して連絡・相談等の支援を行う地域定着支援について、相談支援事業所と連携しながら利用促進に努めます。

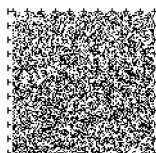
また、賃貸住宅等への入居が困難な障がい者に対し、相談支援事業所と連携しながら、入居に必要な調整等の支援に努めます。

〔障がい者福祉課〕

③共同生活援助（グループホーム）の利用に関する支援

地域において共同生活を営む障がい者に相談その他の日常生活上の援助等を行うグループホームについて、障がい者が地域での自立した日常生活を営むことができるように、グループホームの整備を促進するとともに、障がい者一人一人の障がい特性やニーズに応じた支援ができるよう努めます。

〔障がい者福祉課〕



4-3 道路・建物等のバリアフリー化の推進

①歩行環境の整備

歩道の段差解消や歩道と車道の分離等を進め、障がい者が安全に通行できる歩行環境の整備に努めます。

また、通行の妨げとなる放置自転車や店頭商品等については、撤去指導等を行うなど歩行空間の確保に努めます。

〔環境課、交通政策課、道路管理課、
道路河川課〕

②公共交通機関の事業者への要望

市内にある鉄道駅の施設について、障がい者に配慮した設備とするよう、鉄道事業者へ要望していきます。

また、バス事業者についてもノンステップバス等の導入や、障がい者に配慮した停留所の整備、標識の設置等改善を要望していきます。

〔交通政策課〕

③ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

市内にある建物や駐車場等のバリアフリー化を促進するとともに、新たな公共施設の整備に当たってはユニバーサルデザインを取り入れ、誰もが生活しやすい環境整備を推進します。

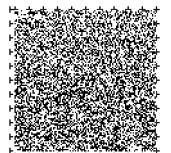
既存の公共施設等の整備に当たっては、障がい者や関係機関の意見を聴きながらバリアフリー化を進めます。

〔都市計画課、建築審査課〕

④バリアフリー情報の提供の推進

公共施設等のバリアフリーに関する情報について、市ホームページ等のほか、高度化する情報通信技術を活用するなど、効果的な情報提供に努めます。

〔障がい者福祉課〕



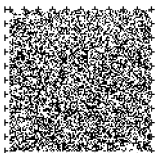
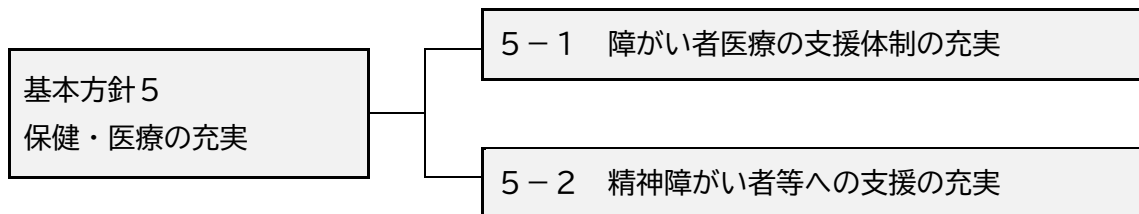
基本方針5 保健・医療の充実

障がい者が地域で安心して生活するため、障がいの状態や生活の実態に応じ、身近な地域において必要な医療的支援を受けられるよう、医療・保健・福祉・教育等の関係機関と連携し、医療に対する支援体制の充実を図ります。

また、施設や病院から地域へ移行する精神障がい者等への支援を進めるとともに、発達障がい者、高次脳機能障がい者等への支援の充実を図ります。

さらに、ひきこもりの状態にある精神障がい者等が、孤立することなく地域で暮らすことができるよう、アウトリーチの活用を含めた支援を行います。

【基本施策】



5-1 障がい者医療の支援体制の充実

①障がい者が安心して受診できる医療環境の充実

障がい者が安心して医療を受けられるよう、歯科診療を含め、適切な医療機関に関する情報を提供します。

また、乳幼児発達相談や精神保健に関する専門的な各種相談等窓口に関する情報を提供します。

[保健センター]

②リハビリテーションの充実

障がい者がリハビリテーションや自立に向けた訓練を円滑に利用できるよう、情報収集や医療・保健・福祉・教育など関係機関との連携を進め、ネットワークの充実を図ります。

[障がい者福祉課]

5-2 精神障がい者等への支援の充実

①精神保健対策の充実

保健センターや基幹相談支援センターを始めとする相談支援事業所などが連携して、精神保健に係る相談支援体制の充実を図ります。

また、精神保健に関する知識の普及・啓発を図るため、保健センターにおける講演や講座等の内容の充実に努めます。

[障がい者福祉課、保健センター]

③ひきこもりの状態にある精神障がい者等への支援

精神障がい者等の地域生活を支援するため、関係機関が連携し組織的にアウトリーチ（訪問支援）を行う体制の充実を図ります。

また、ひきこもりの支援のネットワーク機能の充実を図ります。

[生活支援課、障がい者福祉課、保健センター]

②長期入院者等に対する地域生活移行への支援

重点施策

医療機関に長期間入院している入院者の支援、施設入所者等に対する退院又は退所後の地域移行・地域定着の支援を推進するため、対象者ごとに関係機関と協議を行った上で、相談・支援を行います。

また、対象者が漏れなく支援を受けられるよう、実態の把握に努めます。

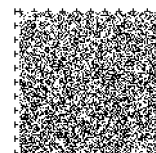
[障がい者福祉課、保健センター]

④発達障がい者及び高次脳機能障がい者への支援の充実

発達障がい及び高次脳機能障がいについての周知と理解を図り、関係機関と連携しながら、各種障がい福祉サービスの利用を促進します。

また、市職員や関係機関の職員に対し、県の研修会等への参加を促進するとともに、ペアレントプログラム等の支援プログラムを実施するなど、支援の充実を図ります。

[障がい者福祉課、保健センター]



基本方針6 生活支援サービスの充実

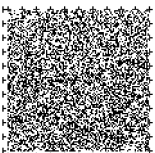
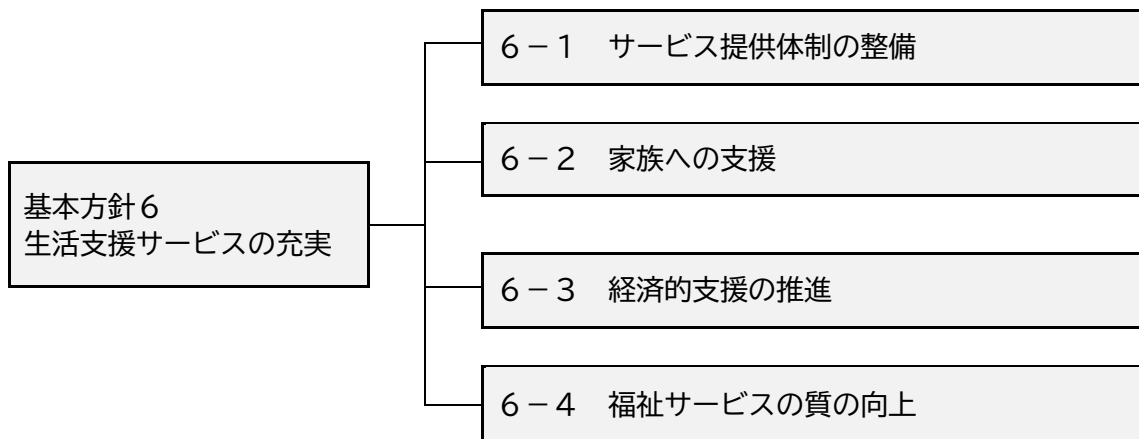
生活支援サービスの実施に当たっては、利用者がニーズに応じたサービスを主体的に選択、利用できるよう、相談支援体制を整備し、障がい者ケアマネジメント機能の充実とソーシャルワークとの連携を図ります。

また、利用者の需要を踏まえながら、サービスを提供する事業者やNPO法人等の参入・育成に努め、基盤を整備するとともに、サービスの質の確保と向上及び適正なサービスの実施を促進します。

さらに、ヤングケアラーを始めとする障がい者の家族に対し、相談やサービスの提供が適切に行われるよう、情報提供するとともに、関係機関と連携して支援します。

そして、地域で暮らす障がい者の支援のため、医療費助成、各種手当、各種給付制度を実施するとともに、周知を図り、経済的支援を充実します。

【基本施策】



6-1 サービス提供体制の整備

①障がい福祉サービスの利用促進

サービスを確実に提供するため、事業者の参入の促進・育成を行うとともに、相談支援事業所と連携し、サービス内容等の周知を図り、充実した支援を受けられるよう努めます。

また、重度訪問介護等サービス等の提供基盤が不足しているサービスについては、近隣自治体との連携も含め、事業者の参入を促進します。

〔障がい者福祉課〕

②地域生活支援事業等の利用促進

意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業等の地域生活支援事業について、利用促進に努めます。

また、外出、送迎、一時預かり等を提供する生活サポート事業について、他のサービスとの整合性を考慮しながら制度の周知を図り、利用促進に努めます。

〔障がい者福祉課〕

③難病患者等に係る障がい福祉サービスの利用促進

難病患者等が障がい福祉サービスに係る適切な支援を受けられるようサービス内容等の周知を図り、利用促進に努めます。

〔障がい者福祉課〕

④地域活動支援センター事業の推進

障がい者が通所し、創作的活動又は生産活動、社会との交流の促進、相談支援等のサービスを提供する地域活動支援センター事業を推進します。

〔障がい者福祉課、福祉の里〕

⑤ソーシャルワーク機能の充実

市のケースワーカー、関係機関の職員等のソーシャルワーク技術を高めるとともに、相互の役割を明確にし、多様化する社会的資源のネットワーク機能の強化を図ります。

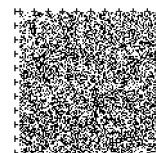
〔障がい者福祉課〕

⑥「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進

重点施策

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、重層的支援体制整備事業の検討等の取組を推進します。

〔福祉政策課、障がい者福祉課、社会福祉協議会〕



6-2 家族への支援

①ヤングケアラー等への支援

障がい者の家族に対し、相談やサービスの提供が適切に行われるよう、情報提供するとともに、関係機関と連携して支援します。

また、ヤングケアラーなど家事や家族の世話をを行う子どもについても状況を把握し、対象者に応じた適切な支援を行います。

〔福祉政策課、障がい者福祉課、こども支援課、教育相談センター〕

②精神障がい者家族会等への支援

精神障がい者家族会等の団体の活動について周知を図るとともに、相談活動について支援します。

〔障がい者福祉課〕

6-3 経済的支援の推進

①医療費助成の実施

各種医療費助成制度を実施するとともに、周知を行い、支援が必要な障がい者に確実に適用されるよう努めます。

また、難病患者等を対象とする医療給付制度の周知に努めます。

〔障がい者福祉課〕

②各種手当、給付制度の周知等

重度障がい者に対し、手当を給付するとともに、障がい者のための年金制度、税控除・免除制度、公共料金の割引制度等について、制度の周知に努めます。

また、日常生活に必要な用具の給付等の制度について周知に努めます。

〔課税課、障がい者福祉課、国保年金課〕

6-4 福祉サービスの質の向上

①適正なサービス提供の促進

サービス提供事業者の資質向上を図るとともに、サービスの適正な給付管理を行うため、研修等の機会を提供します。

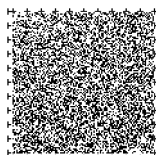
また、福祉サービス事業者相互の情報交換や連携を促進します。

〔障がい者福祉課〕

②自己評価及び第三者評価の促進

福祉サービス事業者による質の高いサービス提供を促進するため、各事業所における自己評価機能を高めるとともに、第三者機関による評価の受審を促進します。

〔障がい者福祉課〕

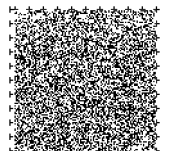
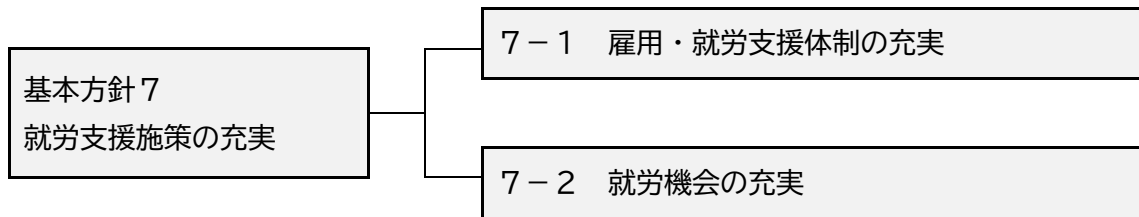


基本方針7 就労支援施策の充実

地域における自立と社会参加を促進するため、障がい者就労支援センターが関係機関と連携し、雇用・就労に関する相談・支援の充実を図り、障がい者自身の意思を尊重しながら、適性や能力に応じた就労を支援します。

また、企業に対する障がい者雇用の理解を促進し、市職員への障がい者雇用を推進します。

【基本施策】



7-1 雇用・就労支援体制の充実

①障がい者就労支援センター事業の充実

就労を希望する障がい者を対象とした職場実習等を実施するとともに、障がい者就労支援センターの就労支援員が就労中の障がい者に対する巡回訪問等を行い、職場に定着できるよう支援します。

また、関係機関と連携することにより、雇用・就労に関する相談・支援の充実を図ります。

さらに、余暇活動の機会を提供する「ゆめさくら事業」を通じて、就労及び職場定着に向けた意欲の維持・向上に努めます。

〔障がい者福祉課〕

②障がい者就労支援施設等からの物品等の優先調達の推進

障がい者就労支援施設等からの物品等の優先調達推進方針を作成し、市による就労支援施設等への発注の拡大を図ります。

また、障がい者福祉施設利用者の工賃向上のため、福祉施設で製作された製品の展示・販売コーナーを、公共施設等に設置するなど、販路拡大を支援します。

〔障がい者福祉課〕

7-2 就労機会の充実

①企業に対する障がい者雇用の理解の促進

広報にいざや市ホームページ等を活用するとともに、巡回訪問等の機会を利用し、企業に企業実習等を依頼するなど、障がい者雇用に関する理解の促進に努めます。

また、毎年9月の障がい者雇用支援月間を中心に、雇用促進活動を行います。

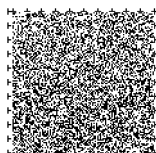
〔障がい者福祉課〕

②市職員への障がい者雇用の推進

障がいのある職員の安定的な雇用を進め、障がい者雇用率の維持・向上を図ります。

また、障がいのある職員が活躍できる体制整備や各種取組により、様々な障がいのある職員の職場定着を図ります。

〔人事課〕



基本方針8 社会参加の拡大

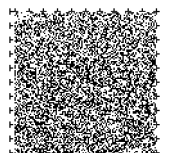
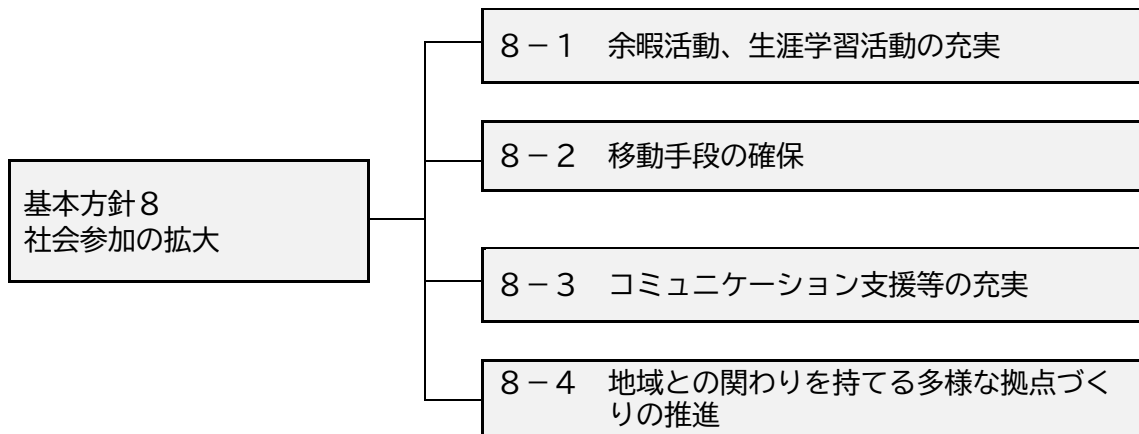
障がい者の社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション及び文化・芸術活動の機会を提供するとともに、障がい者が分け隔てられることなく参加できる事業を推進し、余暇活動、生涯学習活動を通じた社会参加を支援します。

移動が困難な障がい者の移動手段の確保を図ります。

情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援については、手話通訳者派遣センターの充実を図るとともに、利用しやすい行政情報等の提供に努めます。

また、地域との関わりを持てる多様な拠点づくりを推進するため、地域福祉の活動拠点の利用支援について検討し、障がい者施設の地域交流を促進します。

【基本施策】



8-1 余暇活動、生涯学習活動の充実

①市主催行事への参加・参画の促進

市が主催する様々な行事に対し、障がい者の企画段階からの参加を促進するとともに、手話通訳者や要約筆記者等の協力体制の充実を図ります。

また、「福祉フェスティバル」の内容の充実を図り、今後もより多くの市民が参加できるよう推進します。

〔福祉政策課、障がい者福祉課、社会福祉協議会〕

②障がい者スポーツ、レクリエーションの推進

公益財団法人新座市スポーツ協会と連携し、障がい者がスポーツを楽しめる機会の提供や環境づくりを推進します。

市内障がい者団体によるスポーツ大会「にいざふれあいピック」の開催を支援するとともに、国や県が主催するスポーツ大会への参加を支援します。

2025年のデフリンピックの東京開催に当たっては、大会の開催に関連する周知等を行うことにより、障がい者スポーツの普及・啓発に努めます。

また、市内の障がい者団体等が実施する余暇活動を促進します。

〔障がい者福祉課、生涯学習スポーツ課〕

③文化・芸術活動の推進

障がい者の作品展や音楽会等、文化・芸術活動の発表の場の充実を図るとともに、その他様々な文化・芸術活動の場に障がい者が参加しやすいような環境づくりを支援します。

〔福祉の里、生涯学習スポーツ課、

歴史民俗資料館〕

④障がい者福祉センター事業の充実

福祉の里において、障がい者福祉センター事業として行っている点字講座、手話講座、要約筆記講座等の各種教室・講座等を引き続き実施するとともに、内容の充実や障がい者の地域交流の機会の拡大を図ります。

〔福祉の里〕

⑤図書館における障がい者に配慮したサービスの充実

点字図書、大活字本、LLブック、電子書籍等の収集、対面朗読サービスの実施、図書宅配サービスの実施、点字利用案内等障がい者に配慮したサービスの充実を図ります。

〔中央図書館〕

⑥公民館活動への支援

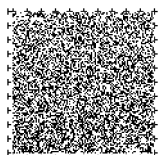
障がい者が地域の一員として、公民館等における様々な地域活動に参加し、地域との交流が図れるよう支援を行います。

〔中央公民館〕

⑦生涯学習の推進

障がいの有無にかかわらず、幅広い世代の市民が生涯学習活動に参加できるよう生涯学習関連施策を推進します。

〔生涯学習スポーツ課〕



8-2 移動手段の確保

①移動に関する支援の充実

重点施策

障がい者が円滑に外出し、社会参加できるよう、移動支援事業、生活サポート事業の送迎サービス、全身性障がい者介護人派遣事業等の移動に関するサービスについて、各制度の整合性を図りながら、サービスの提供を行うとともに、制度の周知を行い、移動に関する支援の充実を図ります。

〔障がい者福祉課〕

②社会参加を支える各種助成・補助事業の充実

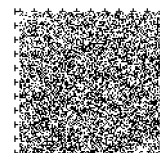
障がい者の社会参加を支援するため、福祉タクシー利用料金補助事業、自動車燃料費補助事業、鉄道・バス利用料金補助事業等を行うとともに、事業の周知に努めます。

〔障がい者福祉課〕

③福祉有償運送の充実

福祉有償運送を提供する事業者の参入を支援するとともに、利用者への周知及び事業者への情報提供を行い、適正なサービスの利用を促進します。

〔障がい者福祉課〕



8-3 コミュニケーション支援等の充実

①情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の推進

重点施策

聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者等のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者派遣事業等を推進します。

また、手話通訳者派遣センターの充実を図り、利便性を高めるよう努めます。

さらに、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

〔障がい者福祉課〕

③市役所等公的機関の窓口対応における配慮

市役所内の窓口配置している手話通訳者や要約筆記者の資質の向上を図るとともに、利用者の要望等を把握しながら、障がいの状況に配慮した環境の整備を推進するなど、より利用しやすい窓口対応に努めます。

〔障がい者福祉課〕

②行政情報の点字化及び音声化の推進

広報にいざ等市が提供する情報については、利用者の要望を踏まえ、できる限り点字化及び音声化を図ります。

〔シティプロモーション課、障がい者福祉課〕

8-4 地域との関わりを持てる多様な拠点づくりの推進

①地域福祉の活動拠点の利用支援

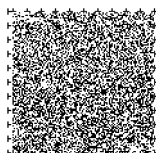
地域福祉活動と連携し、身近な地域で様々な市民が集い相談や交流ができる活動拠点の在り方について検討し、障がい者が気軽に利用できるよう支援します。

〔福祉政策課、障がい者福祉課、社会福祉協議会〕

②障がい者施設の地域交流の促進

障がいのある人もない人も互いに理解を深め、地域で交流できる場となるよう、障がい者施設における地域交流の活動を促進します。

〔障がい者福祉課〕



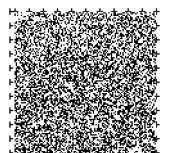
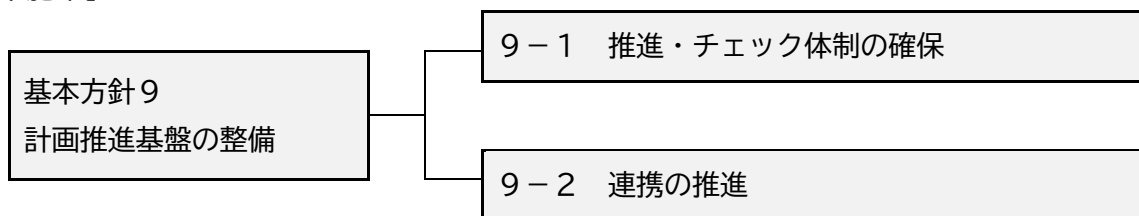
基本方針9 計画推進基盤の整備

本計画の総合的かつ計画的な推進のため、障がい者施策委員会と協働して進捗状況の確認及び課題事項の検討等を行うとともに、当事者や関係者の実態やニーズの把握に努めます。

障がい者の地域生活を支援する上で、従来の福祉サービスに加え、教育、防災、まちづくり等多様な分野における取組が重要であることから、庁内関係部署の連携、関係機関とのネットワーク化を推進するとともに、県や近隣自治体との連携を深めます。

また、国・県に対して制度等の改善・充実を要望していきます。

【基本施策】



9-1 推進・チェック体制の確保

①計画の評価・検証

本計画の円滑な推進を図るため、障がい者施策委員会と協働して進捗状況の確認及び課題事項の検討等を行います。

〔障がい者福祉課〕

②当事者や関係者の実態やニーズの把握

本計画を確実に推進していくために、常に当事者や関係者の実態・ニーズの把握に努めるほか、社会情勢や市内の生活環境の変化、関連制度・法令の改正等に柔軟に対応し、必要に応じて施策内容の見直しを行います。

〔障がい者福祉課〕

9-2 連携の推進

①全庁的な施策の推進

庁内関係部署の緊密な連携を図り、各種施策を展開します。

また、必要に応じて当事者及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

〔障がい者福祉課〕

④近隣自治体との連携

障がい者施策の推進とサービス提供のため、必要に応じて、近隣自治体との連携を積極的に図り、より効果的・効率的な施策推進とサービス提供基盤の整備に努めます。

〔障がい者福祉課〕

②市民との協働

地域における様々な団体等の地域福祉活動を推進する市民との連携を強化します。

〔地域活動推進課、福祉政策課、
障がい者福祉課、社会福祉協議会〕

⑤国・県との連携

広域的な調整が必要となる取組を円滑に進めるため、国・県との連携を強化します。

また、障がい者の利益が損なわれないよう、当事者の意見等を踏まえながら、制度等の改善・充実を要望していきます。

〔障がい者福祉課〕

③関係機関との連携

医療、保健、福祉、教育、就労、交通、防災、防犯等における専門的な相談・支援に対応するため、保健所や児童相談所、学校、公共職業安定所、警察署、消防署等の関係機関との連携を強化します。

〔障がい者福祉課〕

